

## 募集

### 実施計画(平成27～29年度) (案)に対するご意見

市では、実施計画(平成27～29年度)の策定を進めています。実施計画は、毎年度における予算編成や事業実施の指針となる計画です。

するご意見

○閲覧場所 政策情報課、豊田支所地域振興課、市公式ホームページ (<http://www.city.nakanano.naganano.jp/>)

○募集期限 1月19日(月)まで

ため、広く市民の皆さんからのご意見を募集しています。

○提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、「実施計画(案)」に対する意見」と記載し、政策情報課へ直接お持ちいただくか、郵送またはファクス、Eメールでご提出ください。

○募集内容 「実施計画(平成27～29年度)(案)」に対するご意見

○提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、「実施計画(案)」に対する意見」と記載し、政策情報課へ直接お持ちいただくか、郵送またはファクス、Eメールでご提出ください。

〒383-8614 (住所記載不要)  
政策情報課政策推進係  
☎2111 (内線216)  
ファクス☎0349  
Eメール [seisaku@city.nakanano.naganano.jp](mailto:seisaku@city.nakanano.naganano.jp)

## 募集

### 中野市老人福祉計画・介護保険 事業計画(案)に対するご意見

市では、平成27年度から平成29年度までの高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」の策定を進めています。

田支所地域振興課、市公式ホームページ (<http://www.city.nakanano.naganano.jp/>)

○募集・閲覧期間 1月29日(木)～2月16日(月)

○提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画(案)」に対する意見」と記載し、高齢者支援課介護保険係

ため、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

高年齢者支援課介護保険係

いたどうか、郵送、ファクスまたはEメールでご提出ください。

※直接お持ちいただく場合は、豊田支所地域振興課でも提出可能です。

○募集内容 「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画(案)」に対するご意見

○閲覧場所 高齢者支援課(中野保健センター内)、豊田支所地域振興課

〒383-8614 (住所記載不要)  
高齢者支援課介護保険係  
☎2111 (内線365)  
ファクス☎2295  
Eメール [kaigo@city.nakanano.naganano.jp](mailto:kaigo@city.nakanano.naganano.jp)



## 固定資産税

### 償却資産の申告と 固定資産の異動届を忘れずに

固定資産税・都市計画税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

土地の地目変更届

平成26年中に「田から畑へ」「山林から雑種地へ」など、現況の地目を変更された場合は、土地の地目変更届を提出してください。

#### 償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、そのために使用する機械・器具・備品(土地や家屋以外)などで、固定資産税が課税されます。

住宅用地異動申告書

昨年12月中に、該当となる事業者に「申告書」を送付しましたが、新たに対象となる償却資産をお持ちの方は、必ず申告手続きをお願いいたします。

※電子申告システムによる申告も可能です。

固定資産の異動届など  
平成26年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届を提出してください。

家屋滅失届  
平成26年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届を提出してください。

なお、家屋滅失届を提出すると、取り壊した家屋には平成27年度から固定資産税は課税されません。

土地の地目変更届  
平成26年中に「田から畑へ」「山林から雑種地へ」など、現況の地目を変更された場合は、土地の地目変更届を提出してください。

住宅用地異動申告書  
事務所を住宅へ改築するなど用途変更された方や、新しく家屋を新・増築し、宅地の利用状況などに異動があった方は、住宅用地異動申告書を提出してください。

なお、1月2日以降の土地または家屋の異動については、平成28年度からの課税対象となります。

※申告書・届出は、2月2日(月)までに税務課へ提出してください。

※償却資産の申告書以外の用紙は、市の公式ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

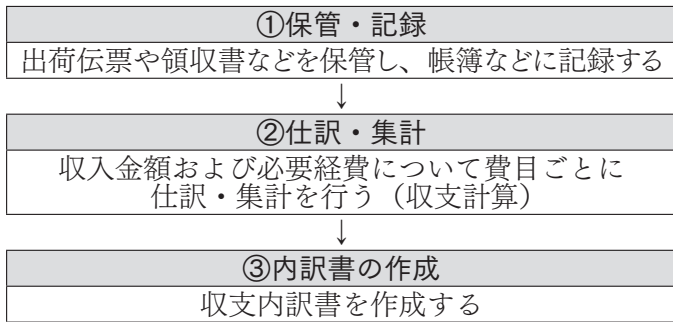
問い合わせ先  
税務課資産係  
☎2111 (内線226)  
地域振興課総務係(豊田支所内)  
☎3111 (内線122)

# 農業所得の申告準備をお願いします

農業所得の申告（確定申告または個人住民税の申告）を行うためには、自分で収支内訳書（青色申告決算書）を作成するなど準備が必要です。申告相談で農業所得を申告する場合は、相談を円滑に進めるため、必ず経費などの仕訳・集計を済ませてから会場にお出掛けください。

集計していない場合、自分で集計してから申告相談を受けていただくこととなります。

## 農業所得の申告の流れ



### 農業所得Q&A



**Q** 水道・電気・燃料代などの経費に日常生活で使用した分も含んでいる場合は？

**A** 農業に使用した分のみを必要経費として計上します。使用割合などの合理的な基準で案分してください。

**Q** 農業所得の雑収入に含める収入は何がありますか？

**A** 国・市などから交付される補助金、農産物に対する共済金など、農産物の販売代金や家事消費以外の収入金額を計上します。

例えば、中山間地域等直接支払交付金、農作業の受託収入、営農組合配分金などです。

ただし、農業に関する収入であっても、左記のような収入は農業所得とならないので注意してください。

- 農協などから受ける出資配当金（配当所得）
- 建物更生共済の満期共済金（一時所得）など

**Q** 中古の農業用機械を購入したのですが耐用年数はどうなりますか？



**A** 中古の減価償却資産を取得した場合は、法定耐用年数ではなく、事業に使用したとき以降の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。

しかし、見積もりが困難な場合は、左記の式で計算した年数によることができます。

### 中古資産の耐用年数計算式

- ①耐用年数を一部経過した中古資産  

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$
  - ②耐用年数を全部経過した中古資産  

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$
- 計算結果が1年未満の端数は切り捨て。  
2年未満となった場合には耐用年数は2年とします。

**Q** 国民健康保険税や国民年金保険料を納めています。が租税公課に含めてよいですか？

**A** 農業所得申告の必要経費となる租税公課は、農業用資産の固定資産税・都市計画税、自動車税（取得税・重量税含む）や、水利費、農協組合費などです。

農地や農業用倉庫などの固定資産税・都市計画税は、課税明細書（納税通知書に同封）で確認してください。

国民健康保険税や国民年金保険料は農業の経費ではなく社会保険料控除として申告してください。

### 申告相談の電話予約を始めます



市が開催する申告相談は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。例年、会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。

今年度から申告相談の待ち時間を短縮するため、電話による事前予約を受け付けます。

申告相談期間中の午前9時

から午後3時までの間、30分単位で時間を指定して予約できます。

なお、申告相談の詳細な日程などについては、広報なかの2月号でお知らせします。

**予約方法** 予約専用電話で希望相談日、会場（市民会館、豊田支所）と時間を指定してください。

**受付日** 2月5日（木）～3月13日（金） ※土・日・祝日を除く

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分

**予約専用電話** ☎ 1300

※予約受付日の受付時間以外には通話できません

**その他留意点**

○市の代表電話での予約はできません。

○予約は希望相談日の前日までに済ませてください。

（月曜日希望する場合、前の週の金曜日まで）

○予約状況により、お住まいの地区以外の相談日になる場合があります。

問い合わせ先  
 税務課課税係  
 ☎ 21111（内線225）